

(一) 各募集取扱機関は、第十八号により規定する額に加え、次の算式により計算して各期日(以下「支払期日」といふ)に支払われる額とする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{24}{365}$$

(二) 初期利子は、前記(一)の算式により算出された額に、(一)の算式により算出された額の二倍である。

規下は期た期平定、が金と成を所はしは又いだ十かの中れに中れに係るもとの所得稅が発行時において、その収益簿さる。額面金額の総額× $\frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$ の払込利子の額に加え、次の算式により計算して各期日(以下「支払期日」といふ)に支払われる額とする。

額面金額の総額× $\frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$ の払込利子の額に加え、次の算式により計算して各期日(以下「支払期日」といふ)に支払われる額とする。

十
八
十
七
十
六
十
五

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
額
償
還
期
限
後
の
利
子
以

平
成
二
十
五
八
月
八
日
日
額
本
銀
行
百
年
に
つ
き
百
円
額
面
金
額
成
金
十
支
の
年
七
月
十
五
月
百
五
間
支
各
月
月
間
払
各
月
支
び
月
支
び
月
間
払
期
月
属
す
お
五
日